



令和2年6月19日
内閣府地方創生推進事務局

都市再生緊急整備地域の候補となる地域（候補地域）の設定について

関係自治体の意向等を踏まえ、必要に応じて早期に都市再生緊急整備地域^{※1}の候補となる地域を公表し、民間投資の一層の喚起や都市再生の質の向上を図ることを目的とする「候補地域の設定」が、平成30年7月に都市再生基本方針に位置付けられました。

今回、新たに下記の地域を候補地域として設定します。

- ・（仮称）新潟都心地域（新潟市）

今後、当該地域において、都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」^{※2}の活用の提案や、関係者による議論の充実、スケジュールの共有、地域金融機関との連携、民間への提案機会の提供等、魅力的な案件の形成に向けて支援してまいります。（添付資料1参照）

なお、これまで8地域を候補地域として設定し、その中で3地域が都市再生緊急整備地域として政令指定されました。（添付資料2参照）

【問合せ先】

内閣府 地方創生推進事務局

石井、八木（03-6206-6174）

- <添付資料1> 都市再生緊急整備地域の候補となる地域について
- <添付資料2> 都市再生緊急整備地域の候補となる地域（候補地域）一覧
- <添付資料3> 都市再生緊急整備地域一覧

※1 都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、現在全国で52地域、8,838haが政令により指定されており、都市計画や金融・税制等の支援措置等が講じられることにより、各地域において、民間の活力を中心とした都市の再生が推進されています。

※2 「i-都市再生」は、情報通信分野の技術革新に対応して都市再生への投資を呼び込むため、交通や土地利用等の都市活動に関する地理情報や都市再生のプラン等をインターネット上の地理空間でわかりやすく可視化する情報基盤として、現在当事務局において構築に向けた検討を進めているものです。

「i-都市再生」PR動画は以下のURLよりご確認ください。

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg17495.html>